

第9回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成17年2月22日（火）18時30分～20時30分

場所 鎌倉市役所 全員協議会室（本庁舎2階）

出席委員 松原康雄委員長 富田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員
加藤芳明委員 新保幸男委員 四方燿子委員

こども福祉課長 児童福祉審議会を開催させていただきたいと思います。きょうは通常より30分ずれておりまして、6時半から8時半の予定でございます。

早速傍聴者の方に入室していただくんですが、1点お諮りしたいことがございます。今日の傍聴希望者の中で1人、会議の様子を録音したいという申し出がありまして、これについてお諮りいたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

松原委員長 では、「傍聴される皆様へ」の3番には、プライバシー保護等のため写真撮影や、ビデオカメラ、テープレコーダー等の使用をご遠慮いただく場合がある旨書いてありますが、富田委員はご記憶だと思うんですが、前期の児童福祉審議会はビデオカメラが回っておりまして、公開で審議録もアップしていますし、きょうの中では個別の虐待事例の具体的名前も出てきませんのでお認めしてよろしいかと思ひます。

（異議なし）

（傍聴者入室）

松原委員長 それでは、第9回の鎌倉市児童福祉審議会を開催させていただきます。

きょうは遅い時間、どうもありがとうございました。既に資料等でお願ひをしておりますが、きょうの議題はお手元にあります「中間報告 児童虐待対策について（案）」になっておりますが、この（案）がとれることを目的にしながら議事を進めさせていただきたいと思ひます。

その前に、きょう第9回の児童福祉審議会、全体の進行状況について1点ご案内がありますので、事務局の方からお願ひします。

こども福祉課長 今日の予定でございますが、まず、毎回行っています会議録の確認をやっていただいて、その後、児童虐待対策についてということで、今、委員長の方から話がありましたように、中間報告書の案を審議させていただきたいと思ひます。その後、次回の開催日程等の確認をさせていただきます。その後、最後、30分ないしは45分程度を予定しておりますが、市長との懇談をさせていただきたいと考えております。内容的には次世代育成支援といひますが、子育て支援についての懇談ということでお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

松原委員長 ありがとうございます。

ちょうど年度末ということですし、きょう、児童虐待対策について一定のまとめとなり

ます。新年度に向けて、この審議会でも経過報告等があり、我々の議論、それから、何人かの方には、協議会のメンバーにも入っていただいて、次世代の育成支援行動計画もでき上がってまいりますので、そういったことも踏まえて、鎌倉でどう子どもが育ち、どう子育てをしていくか、それを行政、地域社会がどういうふうに支援していったらいいのかということをし、9回の議論をしてきた中での我々の方の全体的な感想も含めて少し市長との懇談を持ちたいと思います。

さて、審議事項の1つ目に入る前に、前回議事録の確認になりますが、きょうは時間の関係がございますし、相当ボリュームも大きいものになっていますので、きょうはお持ち帰りをいただいて、それで特にご自分の発言等で訂正がある場合には事務局の方に訂正を出していただくという形にさせていただきたいと思います。もちろん電話、メール、ファクス、いずれでも結構でございます。

では、児童虐待対策についてということで、きょうは4回目の議論になります。中間報告ということで、(案)がついておりますが、私の心づもりとしては、加藤委員、新保委員にご協力をいただいて、それぞれご専門の方ですので、ここでの議論を踏まえて、いろいろ貴重な提案を盛り込んでいただきました。夜中の1時でしたか、ファックスがかたかた鳴り始めまして、それぞれのお宅に届いたかと思うんですが、一定の目を通していただき、その後、私ども、多分日曜日でしたか、きょうが火曜日ですから、その間に何項目でしたか、26項目、起草委員以外の方からも修正のご意見をいただいております。そういうことで、その部分を修正案も既にこの案の中に盛り込まれておりますので、ちょうど市長との懇談をきょう予定しておりますので、幾つか訂正をするところをさせていただいて、そして、必要なところについてはもう一步踏み込んだ議論をさせていただいて、市長との懇談をしている間に、事務局にそこを打ち直していただいて、そして、アンダーラインをとっていただいて、1冊製本していただいて、市長との、最後に、全員がおそろいの中で私の方から中間報告ということで、この(案)をとったものですね、市長にお渡しをしたいなと思っています。

もちろん大切な問題ですから、もう少し時間をかけて考えなければいけない、あるいは起草委員会等の委員に集まっていたら、もう一回練り直さなければいけないということであれば、必ずしもきょうにもこだわりませんが、それは議論を進めていく中で私の方で判断をさせていただきたいと思います。

それでは、児童虐待対策についてということで、この(案)がついているもの全体、特に各委員に読んでいただいて、修正をいただいているところを中心に事務局の方からご報告をいただいて、順次また確認していきたいと思います。

それでは、事務局の方、よろしく申し上げます。

こども福祉課長 それでは、説明に入る前に、きょうお配りしている資料の確認をさせていただきますが、今回は2点でございます、1点は児童虐待対策について(案)というものでございます。それからもう一つが、中間報告書(案)に対する意見整理表の二つ

でございます。

横長の中間報告書（案）に対する意見整理表、1から26のナンバーが振ってございます。その次、ページが表記してありまして、次に、児童虐待策について（案）の、1枚めくっていただきますと目次がございますが、この「はじめに」の次からの大きな項の番号と、それから、次の括弧付きの番号、これを項・番という形で表記させていただきました。それの小さいものから順番に項目を並べてございます。

それから、次に指摘箇所とありますのが、（案）の方のどこの指摘かという表記、それと、寄せられた意見の概要が記してあります。その意見に対して、事務局でどういう対応をとったか、その対応の具体的な内容を記載してございます。その対応の、例えば2のところをごらんいただきますと、「修正」となっておりまして、かぎ括弧付きで修正箇所の表示がしてございます。例えば4ページをあけていただきますと、何カ所か、下線、アンダーラインが引いてある部分がございます。これが対応をとった修正箇所ですよということでございます。

それから、*印、対応の中で、例えば1の*印の対応の部分は、そういう修正というものをしないで別の対応をとったという意味で記載させていただきました。

そういう約束のもとに、これから説明したいと思います。

それからもう一つ、指摘箇所の、例えば段落、何段落目という表記がございますが、これは、一応、私ども、約束として、改行するたびに一つの段落と考えまして、1行あけているとか、あけていないとかではなくて、改行するたびに、一つ、二つというふうに数えると、そういう約束のもとに何段落目という表記をさせていただきました。そういうことで一応ご理解いただきたいと思います。

松原委員長 ちょっとそこでとめていただいて、あとはどうぞ座って、ご説明ください。前から順番に行きたいと思います。そういうことで、ご指摘が始まるのは「3、今後における相談体制、支援体制、ネットワーク」というところですので、「はじめに」と「児童相談体制の現状」と、「法改正に伴う今後の方向性」というところについてはざっと確認をさせていただいて、できればこのまま通過をするという形にしたいと思いますが。

「はじめに」のところでは、児童虐待対策の動向、それから、我々の審議経過、法改正のことが書かれております。それから、現状のところについて、今の鎌倉市がどのような対応をとっていらっしゃるかということで書かれていたと同時に、この虐待に関する議論で、2回目に非公開で行ったときに提供をしていただいた中央児童相談所の相談件数に関するという記述をさせていただいております。それから、虐待防止ネットワークのことが書かれております。

それから、「法改正に伴う今後の方向性」ということでは、児童福祉法の改正を受けて、今後、鎌倉市の児童相談体制がどうなっていくかということ、それから、県と市の協力関係で今何が行われているかというようなこと、それから、方向性として最後の段落のところ、児童虐待を未然に防止する上で云々ということで、全体的な方向性を示させていた

だきました。

ここまではよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、最後のところから、修正点もございますので、少し細かく事務局に説明していただきながら議論をしていきたいと思えます。お願いします。

こども福祉課長 それでは、順番に説明してまいります。

1、4ページでございます。3、(1)相談体制、に開設時間等の記述がござい
ますが、これとの関連で、相談室に置く電話は代表電話ではなくて、直通電話を置くべきだ
というお考えで、その件に触れた方がいいのではないかとご指摘でございます。確かに
市役所の代表電話は時間外になると急に回線数が減りまして、大変混み合っつながり
にくいという現状がございまして、それのご指摘だろうと思えます。

ただ、対応の欄に書きましたように、既に直通電話での対応というのを準備しておりま
して、4月以降は専用の電話を設置するということにしております。したがって、こ
こでは記述しないという方向で行きたいということでございます。

次に、2、同じく4ページ、3、(1)相談体制の下から2行目の部分でございます。
週末にお示した案では、「早く支援方針決定会議まできちんと送る」というような表現
でございました。この表現についてもうちょっと工夫ができないかというご指摘ござい
ました。これについては、次のように修正をしたいということで、アンダーラインの部分
を読ませていただきます。「特に虐待が疑われるものは速やかに支援方針決定会議まで
きちんと送り、早急に支援方針を決定する必要があります」、こういった記述に改めました。

松原委員長 では、3の(1)のところの確認をさせていただきます。

一つは直通電話で対応をされるということですね。これって何か、下4けた、なじみや
ずい電話番号をとるということはされますか。東京だと「4152」とか。

こども福祉課長 まだそこまで考えが至っておりませんが、考えてみたいと思えます。

松原委員長 何か覚えやすい下4けたがあるといいかもしれないですね。

そのほか、3の(1)、修正意見を出していただいた以外の方でも結構なんです、い
かがですか。こういう修正をしてしていただきました。これで、かなりスピードの要求も
确实になったのかなと思えます。

よろしいですか。

それでは、3の(2)、支援体制、四つぐらいかな、三つか、意見が出ておりますので、
お願いします。

こども福祉課長 次に3でございます。同じページの今度は(2)の支援体制の方で
ございます。

寄せられた意見としまして、「21世帯中1世帯」という表現は、深刻な事例がほとんど
ないかのようにとられはしないかというご指摘でございます。これは16年度途中までの取

り扱われた事例、21世帯ございまして、そのほとんどが親子分離ではない、在宅での見守りということでの説明だったんですが、この指摘を受けまして、私ども、次のような修正をかけました。『21世帯中1世帯は親子分離になりましたが、残る20世帯は在宅でいわゆる「見守り（定期的かつ必要に応じた状況の把握）」を続けていかなければならない状況です』、こういうふうになんとなく説明を加えました。

「見守り」のところに括弧書きがついておりますが、それは次にまた、4と5で同じようなご指摘をいただきまして、「見守りの頻度」とかという言葉が非常にわかりづらいというご指摘がありましたので、下の方、ついでに読ませていただきますと、「定期的かつ必要に応じた状況の把握」という言葉に置きかえてございます。

この三つについて、よろしく願います。

松原委員長 ありがとうございます。

中央児童相談所の加藤（芳）委員、むしろ在宅での支援という方が大変なことは大変ですよ。そういう意味で、確かにご指摘のように、「21世帯中1世帯」というのは、逆にわかっている人間はそれでも大変なんだというのはあるかもしれないんですけども、これを「見守り」という表現にするか、もう一步「見守り支援」「見守り援助」という形まで、児童相談所としては結構定期的に家庭訪問をされたりして、「見守り」だけではない部分がありますよね。だから、児童相談所との連携でいえば、それから、今後、鎌倉のいろいろな形で、在宅の地域レベルでの支援援助を考えていくと、「見守り」と「援助」と入れた方がいいのかな。ちょっと僕は修正意見をこうしましたということまでは、きょう初めて見ましたが、加藤委員、いかがですか。

加藤（芳）委員 まず、「見守り」という言葉の問題が一つありまして、これについてはいろいろ我々も議論していて、法改正前の国が用意している資料の中では「見守り体制」ということが一部出てくるのですけれども、基本的には「セーフティーネットワーク」だと言っているんですね。「見守り」という言葉がどうも誤解を与えかねない、手をこまねいて黙って見ているみたいにとられやすいということで、ただ、言葉の問題でいうと、ここに括弧で書かれているので、これよりももう少し積極的な場合もあるんでしょうけれども、いつでも機能的に動ける体制で待機している状態も含めて使っているので、そのあたりのニュアンスが入ればいいのかというふうには思いますけれども。

松原委員長 あと、20世帯、定期的に訪問されているということもあるわけですね。

加藤（芳）委員 そうですね。

松原委員長 全部そういう意味で、必要に応じて状況の把握をする体制だけではなくて、関係がとれていて、かなり相談を受けていらっしやったり、あるいは、場合によってはお子さんの年齢によっては保育園でサポートをしていたり、そういうことがあるわけですね。

加藤（芳）委員 はい。児童相談所全体で見ても、全体の通告・相談のうち、約2割程度が一時保護以上という、短期的にも分離するケースということで、ですから、この数字が極端に少ないとも思えないということで、委員長おっしゃるように、むしろ在宅で定期

的に情報を共有して把握体制をとっているということが行われているんだということの方が正しいですね。

松原委員長 いかがでしょう。ここは「見守り」、せっかく説明していただきましたので、丸括弧の後に「と援助」とつけていただいて、かぎ括弧を閉める。この最初のアンダーラインのところですかね、(2)の。そこだけ「援助」という言葉を入れさせていただいたらいかがですか。下の方は「見守り」を説明していただけだったので、このままでいいかと思いますが。

富田委員 ちょっと質問なんですけれど、20件というケースは、市民がこれを読んで見たときに、多いんでしょうかね、少ないんでしょうかね。どっちなんですか。

これしかないのかっていうのか、この程度なのかというのか。それによって、この後の「見守り」程度でいいのかと。在宅の方にもっと力を入れるべきだとすれば、そうすればこんなにたくさんあると思ってくれるのかしら。その辺がちょっと心配なんです。

松原委員長 資料編のところは、県の中央児童相談所管内の相談件数も上げていただいておまして、加藤さん、中央児童相談所管内の感覚でいうと、他の藤沢とかと比べて鎌倉が多いとか少ないとかというのはありますか。

加藤(芳)委員 そうですね。中央児童相談所そのものが県の児童相談所の中で発生率が高いわけではないんですね。児童人口比も違いますので、一概には言えないんですけれども、高い方ではないということもあって、その中でも高い方ではないですね。7市町の中で。ただ、数字、語数が少ないですから、これをとってどうこう言えるほどの大きな数字ではないと認識しておりますけれども。年ごとに波もありますし、傾向としてふえていくんだろうかというふうには思われますけれども。

富田委員 だと思えますけれども、こんなにあるのでは大変だ、在宅を一生懸命やらなきゃという方向につながっていくのには、何かちょっと弱いような数字が上がっているような気がするんです。

松原委員長 これはもちろん、まだ把握されていない虐待のケースもある。それから、もう一つ、私、「おわりに」で書かせていただいたんですけれども、数、一人ひとりの子ども、家族というの積み重ねで、それが1であろうと2であろうと、虐待を受けている、その子どものつらさとか、それに対してはどういうふうに支援していくかというのは、むしろそういう量といいますか、その一つ一つの家族のことがやはり私たちはきちっと考えていかなければいけないことなので、ここの辺を表現的な意味で操作をして、こんなに多いぞとかというようなことよりは、この議論の中でやはり、20というその数自体の問題じゃなくて、虐待そのものが起きていること、そのものがやはり子どもにとって大変なことなんだ、家族もそれだけ悩み苦しんでいるんだということを確認することが大切かなと思います。

富田委員 結構です。

松原委員長 ありがとうございます。

加藤（芳）委員 ちょっと1点、すみません。

今、手元にちゃんとした数字がなくて申しわけありませんが、児童相談所管内にはほぼ平均的なところだと思います。

それからあと、もう1点、これは書き方の問題ですけれども、時点によって変化することがございまして、この資料提供をしたときには21世帯中1世帯で分離がされていたんですけれども、その後、直近でいうと3件に変化しています。どちらをとられるかは整理の仕方の問題です。

松原委員長 これは2月22日付で出しますので、3件にしましょう。ありがとうございます。直近の3に直しましょう。

これは本当にです。同意をしていただくまで、児童相談所がずっと丁寧にかかわっていく、その大変さというのがあります。ありがとうございます。

それでは、3の（3）のところをお願いします。

こども福祉課長 確認をさせていただきます。ただいまのところの訂正は、「21世帯中1」とあるのを「3」と訂正します。

松原委員長 そうすると、残る18です。

こども福祉課長 25を18にします。

それから、もう1点、「見守り」の次に「援助」を入れる。

松原委員長 いや、見守り、そうですね。

こども福祉課長 「を」の前に「援助」を入れるということで。

松原委員長 そう「（……状況の把握）援助」です。「 」の中です。

こども福祉課長 それでは、次、6、5ページでございます。次のページ、3、（3）、「ネットワーク」の中で、7行目になりますが、「事例研究」という言葉が出てまいります。ネットワーク会議の中での話ですが、ご意見として、実務者レベルならば、「事例研究」というのではなくて、「事例の検討」という言葉がふさわしいのではないかとのご指摘です。

これにつきましては、対応の欄に書きましたが、現在のネットワーク会議、児童相談所が実施主体としておやりになっているものですが、その要綱の中で、やはり「事例研究」という言葉が使われておりまして、私どもとしましては現行のこの言葉を採用して、今後、市で設置する際につきましては、国の指針に沿って「事例検討」という言葉を使いますというのが案でございます。

こども福祉課長 次に7です。同じページの「ネットワーク」3段落目の頭に、保育所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、こういったものが挙げられておりますが、同じ機能を持った小規模なものがもっと身近にあった方がいいのではないかとのご意見です。これにつきましては案文の修正を次のとおり行いまして、実はここではなくて、隣のページになりますが、ページ6、4、（1）、ウに追加いたします。

なお、一番下の方、「なお書き」のところがございます。6ページの一番下のアンダー

ラインでございます。「なお、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは、小規模な単位で身近にあることが必要です」、こういう一文にいたしました。これを追加いたします。

以上です。

松原委員長 それでは、二つ目のご指摘は「ネットワーク」でなくて、「児童虐待対策の諸課題」の「予防と早期発見」の方に移すというか、そちらの表記を変えることでということでした。

それから、「事前検討」については、現要綱については変えようがないので、今後市が設置する場合には、「事例研究」ではなく「事例検討」にするということで修正をされるということです。ここはいかがですか。

新保委員 今の案内のところで「見守り」という言葉なんですけど、ほかの部分は全部「 」がついているので、ここも入れた方がいいのではないかと思います。

松原委員長 5ページの上のところ、それから……。

新保委員 6ページと8ページ、6ページの真ん中より少し下、アンダーラインのところになります。

松原委員長 5ページの上ですね。それから、6ページのアンダーラインの、それから……。

新保委員 ほかは「 」がついています。

新保委員 5ページの一番上だけが抜けていて、あとは別にありません。

松原委員長 では、5ページの上だけ。はい、わかりました。

そうしましたら、3が「今後における相談体制、支援体制、ネットワーク」で、「相談体制」「支援体制」「ネットワーク」というふうに、大きな標題3の順に沿って(1)(2)(3)というふうに記述がされておりまして、今後こういうふうにしていくんだということが書かれていて、「相談体制」のところでは、こどもと家庭の相談室について中心的に記述をしました。それから「支援体制」については、虐待対応ということを中心に書かせていただいて、「ネットワーク」のところは現要保護、それから、今後の要保護児童対策地域協議会のことを書きました。

全体を通じていかがですか。

加藤(芳)委員 1点、よろしいですか。この3を通じてというか、とりわけ(2)のタイトルなんですけれども、前、依頼されたときもちょっと悩んだんですけれども、「支援」と「援助」という言葉がいろいろ使われておりまして、どちらも幅広いので狭義にも広義にもいろいろ使えるというメリットもデメリットもあるわけなんですけれども、この(2)でいうところの「支援体制」の言い方については、すぐ上にも「支援方針の決定」という固有名詞があったりするわけなんですけれども、国の、市町村の援助指針マニュアル最新版によると、「援助」という言葉にしていますね。児童相談所も以前は、現行では「処遇」という言葉を使っていますけれども、すべて「援助」に切りかえるということで

言いますと、(2)で言っているのは「援助体制」の方が近いのかなと思いました。5ページの(3)の「ネットワーク」のところでも、現行要綱では「個別の援助方針」という言葉も使われているようですので、そういった意味では整合が図れるのかなと。

松原委員長 僕もちょっと今、振り返りながら、「支援」というのは「援助」かなと思いますが、それでは標題の方、「今後における相談体制、援助体制、ネットワーク」。それで、(2)は「援助体制」に改めさせていただきます。

ここで今後の鎌倉市が進んでいただく方向性をお示し、かつ現実的な子どもと家庭の相談室が始まりますので、そのことを書いていただき、まだまだ今後いろいろやっていかなければいけないというのが4のところの今度は諸課題ということで、これから県・市協力の中でさまざまなことを考えていってほしいというのが4の中身になりますので、それでは4のところをお願いします。

子ども福祉課長 その前に、「支援」から「援助」になりましたので、目次につきましても同様の訂正をしたいと思います。

松原委員長 はい、お願いします。

子ども福祉課長 それでは、8から説明いたします。

8は、「予防と早期発見」の中の「相談しやすい体制づくり」ということで、1行、空白行がありまして、「相談者は」の部分でございます。

提示しました案では「相談者は～、問題・葛藤があって相談に来ます」という表現でした。これについてもう一つ工夫ができないかというご指摘でございました。私どもの修正案は、そこにありますように「相談者の多くは家庭内に何らかの問題・葛藤を抱えています」という表現に改めております。

続きまして、ページをめくりまして9でございます。同じく6ページの続きの部分でございまして、ご意見は「電話であれ来所であれ」の部分には主語があった方がいいのではないかというご指摘がありましたので、修正案として、「相談員は、」という言葉を添えまして、読みますと「相談員は、電話であれ来所であれ、相談しやすい雰囲気づくりを進め、表に出る相談事項ではなく……」、ここは次の10の部分のご意見を反映した修正でございまして、「隠された」という部分を「未だ表に出ていない課題」というふうに修正をいたしまして、「課題をも汲み取ろうとする努力が必要です」というふうにいたしました。

それから、11です。これは同じく「相談しやすい体制づくり」の4段落目でございます。次の段落でございますが、「緊急時を想定した～」という部分の方にもやはり主語があった方がいいのではということで、アンダーラインの部分がありますように、「相談員が取り組んでいくことが必要」というふうに修正をしたところでございます。

ここまでにしたいと思います。

松原委員長 では、4の(1)のアですね、「相談しやすい体制づくり」ということで、それぞれご意見、ご指摘をいただいた方、これで文意が通じるようになっているでしょう

か。そのことも含めてご意見をいただければと思います。

四方委員 私は「相談者は～問題・葛藤があって相談に来ます。」というのに引っかかったんですね。ちょっと何かもう少し柔らかい表現がよろしいかなと思って、これで結構でございます。

それと、「隠された」というところも、何かこうもう少し表現がと思って申し上げたところですよ。

松原委員長 「未だに表に出ていない」でよろしいですか。

四方委員 よろしいでしょうかね。なかなかプライバシーのこともあり、この辺が一番表現しにくいところだと思いますね。

松原委員長 信頼関係ができて、実はという話がいろいろ出てきますし、虐待関係でいえば、児童相談所なんかは虐待の事実を親が認めるか認めないかという、すごく親としても苦しいと思います。

こども福祉課長 同じ段落ですので、12 4の(1)のアの中で、ご意見として「相談しやすい体制づくり」では、部屋の問題が大きい。プライバシーが確保されて、相談者に安心感を与えられるスペースの確保が重要である。将来的な対応をするにしても、入れておいた方が対応しやすいのではというご指摘がございました。

私どもの修正案としましては、ここの「相談しやすい体制づくり」ではなくて、10ページに飛びますが、10ページの4の(6)を、一番下にございます「相談環境の整備」という、その他の中にもう一つ項目を加えまして、読み上げますと、「相談しやすい体制づくりとして、相談者のプライバシーが確保され、相談者に安心感を与えられるスペースの確保が重要です」という項目をつけ足したところでございます。

以上です。

松原委員長 どうもありがとうございます。

四方委員 これも私がお話しさせていただいたんですけれども、もしできましたら、「安心して相談できる」、「安心感」でもいいんですけれども。

松原委員長 「安心して相談できる」。

四方委員 その方がよろしいんじゃないでしょうか。

松原委員長 それでは、これはそういうふうに変えましょう。「相談しやすい体制づくりとして、相談者のプライバシーが確保され、相談者が安心して相談できるスペースの確保が重要です」と。これは将来的にこどもと家庭の相談室が移転されるときも生きてくる。

四方委員 そうなんですね。将来的なことを考えて入れておいた方がよいのではないかなと思って、少しお話しさせていただきました。

松原委員長 ありがとうございます。それでは、イのところ、先に進めましょうか。

こども福祉課長 イは「家庭へのアプローチ」でございます。13になります。この項で関連して、若年層の妊娠・出産・育児と、内縁関係、未婚出産等についてどこかに入れてほしいと。若年夫婦には養育に課題がある点がふえてきている。3歳ごろに問題が出て

きて、虐待に至るケースが多い。産科か保健の項目でどうかというご意見でございます。

私どもの対応としては、ページ7、1枚めくっていただきまして、4の(1)の工、「保健師の果たす役割」の項目の中にアンダーラインがございます。読み上げますと、「若年層の妊娠・出産・育児と、内縁関係、未婚出産等については、特に注意を払うことが必要です」という一文を追加いたしました。

それから、次が14でございます。同じく「家庭へのアプローチ」の中で、2段落目になります。最初の表現が「同棲や内縁関係など～」という形で、こういった家庭がいかにもハイリスクの家庭であるという断言のような印象を与えるということから、その部分は削除の方がよいのではないかとご指摘ございました。私どもとして、修正案、『例えば、地域社会における「見守り」を意識的に行っていく必要があります』にいたしました。

そこまでです。14まで。

松原委員長 ありがとうございます。

ということで、内縁、同棲を削除して、もう一回内縁を入れてしまうのかな。ここは意味合いがちょっと……。あえて籍を入れないと選択される方もいらっしゃるの、ここも内縁関係をとるということでどうですか。ちょっと先に私の方で修正の修正をかけさせていただいて、そのことも含めてどうぞ何か。

四方委員 恐れ入ります、内縁の方、私はちょっとご指摘したのではないので、若年層の方のことが気になっておりまして、一度も若年層の問題が出てこなかったものですから、追加していただければとご意見を申し上げました。これがなかなか実は表現が難しいんですが、ここのところ「特に注意を払うことが必要です」の前に、「特に援助が必要な場合もあるので注意を払うことが必要です」ぐらいを入れたらどうでしょうかね。

松原委員長 そうですね。それでは、7ページ、「若年層の妊娠・出産・育児」……。

富田委員 いいですか。虐待のことだから、私、黙っていたんですけども、若年層で問題なのは妊娠だけではなくて、中絶が大変大きな問題でして、それと性病の罹患率が若年層で大変高いので、これが不妊症に移行するということなのですね。ですから、母子保健の分野だと思いますけれども、それを今回でなくてもどこかで議論するところがあればいいと思っているんです。

松原委員長 おっしゃるとおりです。では、ここの文章は若年層の妊娠・出産・育児「と」をとります。それから、「未婚出産等については、特に援助が必要な場合があり注意を払うことが必要です」。

そのほか、イのところでは、『例えば、地域社会における「見守り」を意識的に行っていく必要……』ですね。これは段落を変えない方が、『「困り感」を持っていない親』につながるので、段落をつなげませんか。「例えば」というふうに。

よろしいでしょうか。それでは、次ですね、ウの部分ですね。

加藤(芳)委員 1点よろしいですか。(1)の中で、6ページのウですね、「発見の

体制」のところで、さっき(3)の関係で「子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは、小規模……」が、このウに挿入されたわけですが、ちょっと文脈からすると唐突な感じがするので、言葉の問題かもしれませんが、「発見の体制」として取り上げているので、「なお」は恐らく行がえだと思えますけれども、例えば「同様に、予防と早期発見の場として重要な役割を担う子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは」というふうに挿入するとつながっていくのかなと。違うことを言っているのだから、早期発見のことで言ったんだけれども、その機能については小規模単位で設置することが必要だと言えば、何とかつながるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

松原委員長 「活用しやすいマニュアルの整理が望まれます」。「なお」をとって「同様に、予防と早期発見の場となる子育て支援センター」云々にしましょうか。「は、小規模な単位で身近にあることが必要です」。それでよろしいですか。もともとこういうものは家族支援のためにやるものですから。「ともなる」ですか。

加藤(芳)委員 そうですね。「その役割も担う」と。

こども福祉課長 確認させていただきます。「望まれます」の次は「同様に、予防と早期発見の場となる子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは、小規模な単位で身近にあることが必要です」。

これは、行替えはしなくて。

松原委員長 「同様に」にしましたから要らないと思います。

こども福祉課長 わかりました。

松原委員長 それでは、既にウに入っていますけれども、お願いします。

こども福祉課長 15です。ウの「発見の体制」、2段落目。アセスメントシートの活用は必要だが、見守りに当たる人たちへの研修等が重要であるというご指摘です。

これにつきましては、7ページの一番上、1行目になります。言葉は足しました。「アセスメントシートの活用と、そのための研修が必要」というふうにいたしました。

松原委員長 ここは、ご指摘していただいた委員、どうでしょうか。

四方委員 結構だと思います。なかなかアセスメントシートだけではと思ひまして。

松原委員長 そうですね。この辺は児童相談所が何か考えていらっしゃるの、市ももちろんやらなければいけないけど。

加藤(芳)委員 前回ご議論がありましたですね。こちらの作業としては基本的に進んでいないんですけれども、ここにも記載がありますように、ハンドブックではチェックリストしかないというようなことで、前回、そのことをご議論をいただいたわけですが、県内で起こった、関係機関間のアセスメント得点の認識の違いで見逃してしまったというようなこともあったものですから、我々の中でも、アセスメントを、共有して進めていこうと全員一致しているわけではないんです。ただ、いずれにしても避けて通れない問題だと思いますし、国も基本的にはそういう認識ですので、この原文を生かすとすると、実態に応じた活用というんですか、気持ちとしては、アセスメントがひとり歩きするのは

まずいということです。その実用に応じてきちっと一つのツールとして使うんだけど、認識を共有し合うことの方が重要だという意味合いが入ればいいのかなと思います。したがって、アセスメントシートの実情を考慮した活用と、そのための十分な研修ということではいかがでしょうか。

松原委員長 そこまで遠慮されることはないんじゃないですか。研修することで活用、実態に応じたものも入りますので、事実上拒絶しちゃうと、ご心配されるのは、アセスメントシートづくりのためのアセスメントシートづくりみたいな、何かそっただけ行ってしまうような感じになって、まさに活用するための研修だと思います。

四方委員 加藤委員がおっしゃるのは、非常に私もひしひしとわかりました。膨大な量の資料がこの間、来ましたですね。もうびっくりするような。

松原委員長 厚生労働省からの。

四方委員 そう。

松原委員長 各児童相談所でもいろいろ苦労されたんだと思います。

この事務局訂正案でよろしいかと。

それでは先に進めましょう。(エ)。

こども福祉課長 16です。「保健師の果たす役割」の中で「このように」という結語の部分は表現が弱いのではないかと。積極的に歩いて家庭訪問をすればもっと未受診児が減ると思うというご意見です。

これにつきましては、現行、保健師の活動として、新生児に対する家庭訪問という活動をやっていますが、これは不十分であると言われればそのとおりであるかと思いますが、今後できる限りの努力をしていきたいということで、ご意見として受けとめさせていただきたいというのが事務局の立場でございます。

それから、17、次のアセスメントです。ご意見として、定期的かつ必要に応じたケース事例の見直しが必要である。見守り中に虐待に転ぶケースが怖いというご指摘ございました。

これについては、5ページの方で「支援体制」とございますので、また戻る形になりますが、5ページの一番上に下線があります。この一文を挿入しました。「なお、」、これはかぎ括弧つきになりますが、「『見守り』中に虐待に及ぶこともあり得るので、随時、事例の見直しが必要です」、こういう一文を入れました。

松原委員長 いかがでしょう。

新保委員 「見守り」ばかり見ているんですけど、6ページの下から2行目にも「見守り」の括弧がついていないところが。そこもつけてください。

松原委員長 6ページの下から2行目の見守り。括弧つけてください。

今後、保健分野は保健分野でいろいろとまた手だてを講じてもらえらると思うので、鎌倉の場合は保健所そのもの、保健センターがないということで、県との共同の課題もありますし、ここで常勤で働いていらっしゃる保健師の方の業務量の問題もあるかもしれません。

それでは、特によろしいければ……。

加藤（邦）委員 すみません、1点よろしいですか。

後ほど9ページの「ネットワーク」のウのところ、障害福祉分野との連携強化というのが出てきますが、もしできましたら今の「保健師の役割のところ」で、若年層の妊娠・出産・育児と未婚出産という話がありましたけれども、障害のあるお子さんに対する養育のあり方ですとか、今まで、特に私が今回指摘したわけではないんですけども、今回の議論の中でやはり難しい育児になってしまう可能性のあるお子さんに対しては、やはり保健師さんレベルでアウトリーチがあるのかわからないですけども、何らかの支援の体制というのはあった方が、やはり特別支援教育というか、そのお子さんに合わせた配慮をしていくことが虐待防止につながるかなというふうに認識しておりますけれども、今、思いついて意見を言いましたので。

松原委員長 これは「各種健診後のフォローアップ」の中に多分、そういう障害を持ったお子さんのフォローアップというのが含まれていると思うんですが、あえて入れるとすれば、ここに「積極的な家庭訪問をはじめ、未受診児の把握と障害児を含めた各種健診後のフォローアップ」としましょうか。

加藤（邦）委員 結構です。

松原委員長 事務局はいかがですか。ここはまた後で、ご指摘で改めていただいている部分、そこはまた整合性を持たせたいと思います。大丈夫ですか。

こども福祉課長 はい。「把握や、障害児を含めた各種健診後のフォローアップ」というふうに訂正をさせていただきます。

市民健康課課長補佐 7ページのところ、障害がおありになるお子さんのところ、難しい、育児が困難になる可能性があるというところがエのところ、うたい込まれる、どうなるのかあれなんです、今、実態としましては、障害のあるお子さんは社会福祉課の療育相談担当とか、あとはあおぞら園の専門職と対応して、一応連携はありますが、どちらかという、この項目とはちょっとまた……。

松原委員長 「保健師」というところで書くよりも、もうちょっと全体的なところで書いた方がいいと。

市民健康課課長補佐 はい。より実態に合うというところで、ぜひ。

松原委員長 わかりました。では、その9ページだったかな、教育・障害福祉分野との連携と、ここでちょっともう工夫させていただくことにして、ここは「保健師」の実態もありますし、さっきの「障害児」というのをもとに戻させていただきます。原文どおりにします。後で9ページのウのところ、少しまた議論させていただきます。

では、どうぞ先に進めましょう。

こども福祉課長 18、7ページ、一番下にあります（2）のア、「学童期対策の充実」ということです。

教育委員会が弱いと思うので、その辺をもっと書き込んだらどうかというご意見です。

これにつきましては「保留」という表現をいたしました。私ども事務局でも、これは、実は起草委員の方からのご指摘で、学童期対策というのがそこに抜け落ちているというご指摘を受けまして書いたものの、これ以上の記述というのか、材料といいますか、私どもの力ではちょっと及びませんで、ぜひこの場でご意見をいただければというふうに考えております。

松原委員長 「乳幼児期」がどうしても前面に出てきてしまう。もちろんこどもと家庭の相談室、学童期の子どもたちを扱うんでしょうけれど、せっかく我々は放課後児童対策の議論をしてきているということで、起草委員レベルでは、学校というよりは地域レベルで学童の何か対策をできないかなというふうに考えて、多分、それとは別の意味合いで教育委員会が弱いというご指摘が出てきているんだと思いますが。

何かご意見があればと思います。ご指摘していただいた委員の方、いかがですか。

富田委員 教育委員会を悪者にする気は全くないんですが、幼稚園、保育園で虐待がある、早期発見と予防を一生懸命やって、それが小学校入学にうまくつながっていかないような気がするのと、前回のときに学童保育、子どもの家で、虐待等の相談もどんどんふえてくるという話があって、その辺のところをもう少し、教育現場の人たちを啓発するような表現はないかと、そういう意味合いです。

松原委員長 わかりました。これは教育支援に教育というものの連携がありますので、ここの中でちょっと工夫させていただくのと。

富田委員 保留なら保留でも構いません。

松原委員長 鎌倉の場合は、保育園と学校は、就学時に連絡会をやっていましたか。

富田委員 幼保小でやっています。

松原委員長 今、幼稚園は指導要録を送るので、保育園の方がすばっと抜けて落ちているような市もあります。鎌倉では幼保小で...

富田委員 幼・小の連絡協議会というのが。

松原委員長 それでしたら、例えば気になるお子さんも...

富田委員 その協議会でやっているのではなくて、それを受け皿にして各保育園と各校の連絡はできます。

教育センター所長 教育センターですが、鎌倉市の場合は、幼保小の連携をずっと28年を続けてきています。なかなか浸透していかないという部分もありますが、今、小学校の方にも、校長、教頭にも、幼児教育の担当をつくっていただいております、窓口を。それから、教育にも窓口をつくって、学校区を中心にした幼保小の連携をよりこれから密にしていかなければならないだろうと。実際にADHDやいろいろな子どもたちが多くなっている中で、小学校1年に上がってきたときに学校のリズムになかなか慣れないでいる、そういう子どもたちのために早くから連絡を取り合う必要があるだろうということで、今まで全体ではやってきましたが、学校を中心にした、幼稚園や保育園ですね、その関係をもっと密にしていこうということで、今年度からは具体的に配慮の努力はしています。

松原委員長 学校の先生方について、虐待に関する件数というのは報告されているんですか。

教育センター所長 そういう検証はまだ。

学校教育課長 学校教育課の主催する児童指導担当者会議で、中央児童相談所、ここにもいらしていますが、福祉司に来ていただいて、児童虐待についての法改正など、学校からの通告義務などについても研修しておりますし、それから、実際に生徒指導対策協議会などで具体的な虐待例などの情報交換などをして対応に努めているところです。

それから、鎌倉市の学校教育課の指導主事が虐待のケースの連絡を受けた場合など、例えば子どもの家などから相談を受けた場合に、学校と連携をとり、中央児童相談所などとも連絡とります。特にこども局も中心に動いていただけて、こども局の中も含めてネットワークを組んで、ケース会議ですが、そういう連携をとるような基本的な対応をしておりますので、そういう意味では虐待に関するパターンというんですかね、取り組む姿勢のところではできつつあると。

それから、幼稚園からの継続、保育園からの継続、特に保育園関係から継続しているものは中央児童相談所などを通して、学校と保育園、民生委員などの連携もとられているということで、それも現在でも富田委員のおっしゃったような形でずっと続いているケースも、連携して見守っているケースもあるということです。

松原委員長 ありがとうございます。

そうしますと、ここは課題ですので、現状それだけやっていたというお話をいただきましたので…。

富田委員 ちょっとすみません、ここでの書き込みは、主として親の子どもに対する虐待というのがあるんですね。学校の場合には、今盛んに問題になっているのは教師の虐待ということですが、本当は子ども同士の虐待が非常に多いわけで、これはまた別の場でやってもらう。例えば子どもが家に帰ってきたら急いで上着を脱がして、背中に靴跡があったらやられているんだよとか、というのは前からある話なんですけど、その辺のところについても学校の先生がそういう仕事がしやすいような方向を今後用意していただければと思っています。

松原委員長 それでは、「学童期対策の充実」のところは、学校教育課でいろいろ努力をされているとご教示いただきまして、8ページの「導入が予定されています」の後に以下のような文章を入れることにしましょう。小中学校を含めて「学校での虐待に対する研修・連絡会等が行われ、子どもの家との連携、児童相談所との連携が図られています」と。一応、表現させていただいて、「今後、このような学童期の子どもたちに必要な支援のあり方の検討」ということも含めて表現させていただいて、そういう研修、あるいは連絡、連携そのものも、これからどう発展していくかということを検討していただきたいという総体的な表現にさせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

こども福祉課長 確認ですが。

松原委員長 「鎌倉市では、不登校児童生徒云々」ありますね。「導入が予定されています」の次に…。

こども福祉課長 「学校での虐待に関する研修・連絡会が行われ、児童相談所との連携が」…。

松原委員長 「児童相談所・子どもの家」ですよね。お話しいただきました「児童相談所・子どもの家との連携も進んでいます」。

こども福祉課長 もう一度読みますと、「学校での虐待に関する研修・連絡会が行われ、児童相談所、子どもの家との連携が進んでいます」。

松原委員長 「今後、このような……」というふうに。

こども福祉課長 はい。

松原委員長 では、富田委員からいただいた意見については総合的に考える場が、時間ができると思います。

それでは、次、どうぞお願いします。

こども福祉課長 19、「思春期対策」。ここでは表現の問題で、「対人保健サービス」という言葉が使いましたが、「対人」という言葉が必要かというご指摘でございます。

これについてはごもっともなご指摘ですので、「対人」という部分を削っています。

松原委員長 これはよろしいですね。

どうぞ、先へ行ってください。

こども福祉課長 次、20、「自立支援」。同じ8ページの一番下でございます。

障害者で福祉的就労後にドロップアウトして在宅になった場合、それで終わりということがあると。その辺については書かなくてはというご指摘です。

私どもは、この問題は児童虐待の問題というよりも、もう少し枠の広い問題かととらえておきまして、折しも、平成18年度に策定予定の障害者基本計画がございますので、その中に反映させていただくということで了解をいただければと考えております。

松原委員長 これは、その方が多分より広くなりますので。

富田委員 いいと思います。

松原委員長 よろしいでしょうか。

それでは「ネットワーク」ですね。ちょっと時間の関係がありますので、「ネットワーク」のところを全部。お願いします。

こども福祉課長 21、「ネットワーク」ということですが、その関連で、見守り中に転居・転入した場合の、他市との引き継ぎが大切であると。転居により行方不明になってしまうケースが多い。定期的な見直しにより把握する。あるいは転居・転入への対応は、情報を共有して、そのケースに関する断片的情報が耳に入ってきたときにひらめくことが肝要であるというご意見です。

修正をかけたまま、7ページに戻っていただきますが、「アセスメント」の部分がございます。そこにチェックリスト作成の部分の表現に言葉を足しました。「鎌倉市独自のも

のに加えて、広域で共通性、汎用性を持たせるとともに、情報を他市町村と共有することも必要になります」というふうにいたしました。

それから、もとに戻りまして、22、「ネットワーク」の「援助活動チームの多様化」という部分。地域住民を巻き込むに当たっては、守秘義務についての表現が弱いのではというご指摘です。もっと強い表現がいいのではないかとということでございます。

これにつきましては、確かに、今回の法改正で要保護児童対策地域協議会というのが法定されまして、ねらいは、そのメンバーとすることによって個人情報保護の網をかけるのが大きなねらいだろうと思います。それを反映するべく、そこにありますように「なお、参加者の多様化を図るに当たっては、プライバシーの保護に十分配慮するため、要保護児童対策地域協議会の構成員として守秘義務の対象とすることが必要です」というふうにいたしました。

松原委員長 ありがとうございます。

構成員にすれば、懲役も含めた処罰の対象になりますので、いかがですか。

加藤（芳）委員 7ページに挿入していただいた、「転居を繰り返す事例など、情報を他市町村と共有」なんですけれども、これについては他市町村の前に児童相談所を入れていただくのが現実的かなと思っております。この前もたしかお話ししたと思うんですけれども、「取手事件」ですね、あれ以来、全国の児童相談所ではCA情報というのを共有しております、ですから、転居が県内という保証は何もありませんので、そういう意味では、それも含めて活用するということになるかと思っております。

松原委員長 「情報を児童相談所、他市町村」、そういうふうにさせていただきます。

こども福祉課長 では、「・」で表現してよろしいですか。「児童相談所・……」。

松原委員長 下点だね。

こども福祉課長 下点で、「他市町村と共有することも必要になります」と、そういうふうにしたいと思います。

松原委員長 それから、ウのところ、先ほど各委員にも発言をいただきましたので、「障害福祉分野との連携強化」で、ここを読んでいると、ちょっと学童期というふうにとられかねないので、「また同様に、障害を抱える子どもと家庭を理解し、子どもの年齢にかかわらず」、ウのところの3行目です。「子どもと家庭を理解し、子どもの年齢にかかわらず適切な対応と支援をしていくためには、障害福祉分野云々」とさせていただいて、場合によっては妊娠期からのことを含ませていただければと思いますが。それで保健、それから障害、社会福祉課等との連携をすべて組み込ませることにしたいと思います。

それでは、（5）、あと10分ぐらいだと思います。どうぞお願いします。

こども福祉課長 23です。「市民への啓発」。市民全体でどう取り組んでいくかということ、次世代行動計画に盛り込んでいくということ表現できないかというご指摘でございましたが、私どもとしましては、次世代育成支援行動計画にこの点を盛り込んでいきたいと思っております。ここでは記述をしませんとしておりますが、次世代育成支援行動計画

につきましては、この3月末に策定の予定であるということをし添えたいと思います。

それから、24、保育所、幼稚園レベルでは結構意識があつて対応しているが、学校に上がると学校の協力が弱い。その辺をもっと強くというご指摘でしたが、私どもとしましては、先ほど18のところ「思春期対策」というのがございましたが、それと同じように保留という形でご意見を賜ればと思っております。

松原委員長 これは、ここにいただいた意見のところは、先ほどのような形で一つ文言を入れさせていただいたんですが、多分、ここら辺の啓発の中・高というのは、生徒にやはりそういう虐待の悲惨さだとか、子育ての大切さを教えてほしいという意味合いで文言をここは書いていると思うんですね。学校は総合の授業などでそういうことをされていますよね。

学校教育課長 今、おっしゃったとおり、学校から虐待ではないかということは、学校の中で対応は、管理職が中心になりますが、職員が訴えを確認し、なるべく事実確認をした上でこちらに問い合わせをしたり、把握できない場合でも、特にネグレクトの場合などは、地域の民生委員などの方も含めて、そういう対応をしたいと。

松原委員長 そのことと生徒教育はどうですか。

学校教育課長 それについてはやはり子ども同士の、虐待に関してはちょっとあれなんですけど、キャップなどの取り組みをしていて、不審者対応に合わせて、基本的な人権という部分を子どもに意識させるということ、それから教員に、または安心できる大人に相談できるようにということも、小学校3年を中心に行っておりますので、もうこれで3年間ですから、そういう意味では安心というか、子どもたちが安心して相談できる大人を探せるように教員が努めていく。

加藤(芳)委員 すみません、よろしいですか。ここの文脈は、前段階は他人のこととして地域社会の仲間に対して、発生予防を一市民としてどういうふうに取り組んでいただくかということがあって、後段は、当のご本人に対して市民レベルで何があるかということが書いてあるかと思うんですね。そうだとすると、中学校、高校などと小学校が入っていない理由というのは、要するに言葉が悪いので、予備軍とか、他の市の次世代でそういう言葉が使われたことがあって、いろいろ思い出しましたが、そうは言っても、若年の母、若年出産のことを触れたりしているわけですから、それと密接な関係があるわけですね。そのことをやはり、次世代で言及されているのかもしれないけれども、とりわけここで当事者、予備軍になる可能性のある人に対する教育の中での啓発的取り組みというのは、非常に重要なのではないかとということで書かれたのかと思いますが、いかがでしょうか。

松原委員長 キャップ、小3ということで教えていただきましたので、小中高を並べましょう、小学校。自分を守る、しかし、それは人のことを守る、ひいては自分の子どもについても、将来ですよ、自分の子どもをつくったときに、その子どもの取り組みにつながるわけです。ありがとうございました。

それでは、最後、その他ということで、アからオまで、全部お願いしましょう。

こども福祉課長 25、「その他」の「職員の研修等」の部分でございます。

これにつきましては「職員全員が共通の理解云々」という表現をしている部分でございますが、これについて疑義がございまして、明確にしてほしいというご指摘でした。

これにつきましては私どももご指摘のとおりと思ひまして、次のように修正をしました。次ページですが、「職員全員が資質の向上を図るため、自己評価を不断に行い、研さんに務めることが求められる」というふうにいたしました。

最後に、「その他」で「スーパーバイザーの配置」の部分でございます。

「精神科医」だけを例示として挙げておりましたが、それだけでよいのか、地域とのコーディネート経験豊かな人なども必要ではないかというご指摘がございましたので、表現を「精神科医や、行政と地域とのコーディネート経験豊かな人などのスーパーバイザーを置くことが望まれます」というふうに変えました。

以上でございます。

松原委員長 いかがですか、この2点。

石井委員 この2点について指摘したのは私です。

最初の職員の研修等については大変いい表現になっていると思ひました。

あと、スーパーバイザーのことについてなんですけれども、ちょっと電話のやりとりの中ではこういう表現がよろしいかと私も申し上げたかと思うんですが、今、文章にして読んでみますと、スーパーバイザーというのは、見立てというよりは事例を通していく中での、ちょっと壁にぶつかったときにどうかかわりを保護者にしたらいいのかとか、また、どういうことをやっていったらいいのかというあたりの、いわゆる子どもや保護者にかかわる専門職への支援ということが求められておりますので、ここでは精神科医とかまたはコーディネート経験豊富とかという表現よりは、今、私、この場で考えたんですが、ちょっと皆さん、検討していただきたいと思ひまして、あえて申し上げますが、1行目の最後の方の、「立場からの助言が得られるよう、児童福祉について、知識、技術、経験豊かな人をスーパーバイザーとして置くことが望まれます」の方が私としてはよろしいと考えますが、いかがでしょうか。

松原委員長 私は賛成します。よろしいですね。事務局どうですか。

こども福祉課長 「技術、知識……」、もう一つは。

石井委員 「経験豊かな人をスーパーバイザーとして置くことが望まれます」。

松原委員長 「相談や支援に関する専門的立場からの助言を行う」でどうですか。

新保委員 そうですね。それと同時に、「児童福祉について、技術、知識、」これは全部「、」で置くんですね。それから、「経験が豊かな人を置く」と。そうすると、知識についても豊かな人、技術についても豊かな人となりかねないので、正確に書くとすると、「技術、知識を有し、経験が豊かな人」ということになると思ひます。

松原委員長 ありがとうございます。よりいいと思ひます。事務局の方、それでお願い

します。

こども福祉課長 確認いたします。「専門的立場からの助言を行う。児童福祉について、技術、知識を有し、経験が豊かな人をスーパーバイザーとして置くことが望まれます」。

松原委員長 「豊かなスーパーバイザー」。「人」は要らない。

石井委員 すみません。今、「技術、知識」でしたが、通常、「知識、技術」という表現が多いかと思いますが、どちらも同じことですが。

松原委員長 では、提案者に一任して。

それでは、全体を通じて修正点がなければ。

四方委員 先ほどのキャップの話から気になってきたんですけども、鎌倉の場合、「子どもホットライン」のようなものがありますか。

松原委員長 これは教育委員会レベルの問題でなくて、教育相談の方は、それで電話するのはもちろんそうですけれども、こどもと家庭の相談室のホットラインというのは、児童相談所は今度24時間体制をおやりになりますよね。

加藤（芳）委員 細々と。

こども福祉課長 鎌倉市では、現状ではそういったものはないというのが……。

四方委員 子どもからのホットラインも、一応今のところは持っていない。どうでしょうか、それは書かなくてよろしいですかね。

松原委員長 これは市レベルでやることなのか、県でやるべきなのか、議論した方がいいと思います。市への負担が大きいです。電話というのはどこでもつながりますので。「0120」をやるとすると、とても市ではなかなか考えられなくて。

四方委員 今後の問題というより、かなりホットな問題だと思います。今まで、これはずっと親が対象になることが書かれているのですが、学校へキャップなどが出かけて、ホットラインのことを、子どもたちに教育なさっていると思うんですけども、神奈川県全体の問題なんですね。

松原委員長 そうですね。

教育センター所長代理 先ほどの「ホットライン」という表現であったんですが、私も教育センター、相談室の方から教育相談、青少年相談の案内ということで、各学校を通じて、子ども一人一人にキャップという形で相談業務を行う場所があるということの表現をしております。実際にこのチラシを見たことによって、子どもみずから、あるいは保護者の方から相談が件数的にも増加したという状況でありまして、鎌倉としましては、こういったようなことで子どもに周知を図ったという状況でございます。

富田委員 大分前になりますが、神奈川県の子どもの福祉審議会に「ホットライン」を設けるべきだという意見を出したんですね。フリーダイヤルで、「SOS」を出す子どもは県域全部どこでも、電話がつながるところでいいんだから、相談所の中にホットラインの電話を置いて、24時間体制でできないかと。前向きに検討しますという話がありましたが、これは市の単位ではなくて、やはり児童相談所でやる方が早いと思います。

松原委員長 4月から各都道府県1カ所は、そういうふうにするという予算がついておりますので。

富田委員 中央児童相談所でいいんです。神奈川全部から、電話を押せばそこへ入ればいいんです。

加藤(芳) そうですね。現在のところ24時間体制ではないんですけれども、朝の9時から8時までについては「子ども人権ホットライン」という、全県を対象にした事業を行っていきまして、当然今話題になっているような、学校内におけるいじめだとか、それから自分の家庭内での虐待も当然受けますし、子ども自身からの「SOS」を対象にした事業は行っております。24時間体制については課題です。

松原委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方、ご苦労ですが、30分で、案のとれた分だけ。

こども福祉課 1点だけ。先ほど「支援」を「援助」という話がありましたが、先ほど指摘された箇所以外にも支援という言葉が散点されますので、それは一律に「援助」という言葉に変えるということによろしいでしょうか。

松原委員長 子育て支援のところは「支援」にしなければいけないんですけども、先ほどのところだけで結構ですね。

こども福祉課長 わかりました。

加藤(芳)委員 キーワードになっているのは直す必要がないと思うんですね。

松原委員長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ、このことを含めて、それから、富田委員が先ほどご発言してくださったこと、それから、加藤委員が障害児のことについていろいろご発言があったことについては、これから市長との懇談でもまた繰り返していただいてもいいかなと思います。

では、市長にお入りいただいて、その間に事務局で修正作業をお願いしたいと思います。

(市長入室)

松原委員長 それでは、今、児童虐待対策については案がとれたものの準備をさせていただいておりますので、準備が整い次第、市長の方にお渡しをしたいと思います。

その作業をしている間に、ここでは全般的に鎌倉の子育て支援、あるいは子どもの育ちをどう応援していくかということで、市長との懇談のときに出させていただきたいと思っております。

まず、市長の方から一言お願いします。

市長 皆さん、こんばんは。市長の石渡でございます。委員の皆様方には、鎌倉市の子どもにかかわります諸問題につきまして、お仕事、終わられたところ大変お疲れのところ、ご熱心なご審議をいただきまして、まことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

昨年11月には、放課後児童対策につきまして中間報告を頂戴いたしました。また本日は、児童虐待対策につきましての中間報告を頂戴できるということでございます。心から感謝を申し上げます。

児童福祉法の改正によりまして、平成17年4月からは児童相談の第一義的窓口が市町村になるということでございます。鎌倉市といたしましても、その体制を現在準備いたしておるところでございます。この中間報告に盛り込まれました皆様方の専門的お立場での貴重なご助言を生かしまして、今後の取り組みを進めてまいる覚悟でございます。

また、昨年7月に成立いたしました次世代育成対策推進法に基づきまして、3月末までに策定する予定で準備をしておりました行動計画につきましては、皆様方から貴重なご助言、またご提言を賜りましたことを重ねて厚く御礼申し上げますところでございます。

児童相談窓口の開設をはじめといたしまして、山積します諸課題の解決と新たな取り組みの推進に向けまして、全庁を挙げた体制のもとに、次世代の育成に取り組んでまいる所存でございます。

私は鎌倉の町に子どもたちの元気な声を取り戻したい、そう心から願っております。そして、そのためにも、今、私たちが求められていることは、子どもたちを育む環境をよりよいものにするためにたゆまぬ努力を続けていくというふうに考えております。

子どもたちが経験する豊かな毎日が、時を経て必ずや鎌倉の未来を豊かなものにしてくれると確信をいたしております。子どもは次の時代への夢であり、希望であり、そして鎌倉の未来でございます。次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考えて、次世代の育成に努めてまいりたいと考えております。

今年度のご審議は本日が最後ということでございますが、皆様方には残る課題につきましましては引き続きご審議を頂戴したいと考えております。

最後になりましたが、子どもたちの健やかな成長を心から願うとともに、皆様方のご健勝とますますのご活躍をお願い申し上げますところでございます。改めまして皆様方のご尽力に御礼申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

松原委員長 石渡市長、どうもありがとうございました。

それでは早速、貴重な時間でございますので、各委員から忌憚のないご意見、あるいはご質問等がございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

石井委員 2点ほど、発言させていただきたいと思っております。

1点は、今、私、鎌倉市ではなくて、ほかの市で相談員を、カウンセラーをしておりまして、子育て支援と、あと学校を回ることによって、学校の先生や、また保護者への相談ということ、時間は半々でやっておりますので、いわゆる福祉と教育の分野ということを並列して行っています。その中で思いますことは、主に学校についてですが、やはり相談というのは顔が見える距離になって初めて、要するに顔見知りになって初めて情報も共有しようかなという気持ちになるし、また、ちょっと子どものことを相談してみようかなと思う気持ちになるということを実感しております。

先ほどこちらの審議委員の中でも話題になりましたけれども、現在、鎌倉市の方では、やはり児童虐待について連絡会議も重ね、また、いろいろな関係機関との連絡を密に行われているということは報告がありましたし、私もそのことは十分に承知しておりますが、

他市においてもそれはそうなんです。あえて私がここで言いたいのは、それでもなお相談員が学校の現場の中に入っていきますと、担任の先生が、いや、実はうちにいる子どもがどうも朝御飯を食べていないとか、夜、帰ってくるお母さんの帰りが遅いし、家庭の中はどうなっているんだろうとか、またはTシャツを2週間も着がえていないとか、冬なのにジャンパーを脱いたら何も下がないみたいな、そういう具体的な話が聞こえてくるわけです。そうすると、まだそれが虐待だということではないから、なかなか相談機関にはつながらませんが、そのあたりでやはり相談機関というか、相談員が、ああ、それでは先生、こんなふうにしたらいかがでしょうかという、いわゆる先生をサポートできる、そうしたらお母さんとまず信頼関係をおつくりになってとか、では相談機関へとか、そんなふうに非常に身近に、直接学校の担任の先生や、または養護の先生にお話ができるという意味で、やはり相談員の顔が本当に現場の方たちを含め、ほかの方にも相談員の顔が見えるということを通じて、今回、第一義的対応ということで新しく相談機関を設けるに当たりましては、ただ管理職同士の連絡会議がありますとかということではないところで、ぜひ、そういった積極的な取り組みを私は相談員としてお願いするところです。

あともう1点ですが、鎌倉市で、私、社会教育委員もやらせていただいておりますが、社会教育委員の方でも、全くこれと同じことを心配しておりまして、子育て支援とか、今の若いお母さんたちへのサポートをどうしたらいいのだろうか、このままだと本当に鎌倉市の子どもたちの将来が心配という、社会教育委員さんたちが、それぞれ自主的に夜、何回も集まって、そして一つの標題、ちょっと今、度忘れしましたが、まとめたんですね。そこにはやはり地域の交流をいかに進めていくかということ盛り込んだことになっておりまして、それと今回、これの中で、やはり子育て支援サポートとか、ファミリーサポートをもう少し細かい地域の中につくりたいというのと、やはりそれは非常に似た考えだなと思っておりますので、それはもっとほかにもいろいろそういった考えの方がいらっしゃると思うんですが、ぜひ全市的に同じ考えのみんなを集めて、大きな力にさせていただきたいなと考えます。

石渡市長 ありがとうございます。

やはり学校の問題もそうでしょうけれど、基本的には子どもの視点に立った施策をしなくちゃならないというふうに思っております。今、ちょうだいしましたご意見を参考にし、今後の対応にさせていただきたいと思っております。

富田委員 よろしいですか。

市長さんは子どもの声をする市にしたいというようなお話なので、ちょっとお願いなんですけれども、市内にはお寺が108、正確には112ありますね。その境内地を子どもの遊び場という話が、国の姿勢もそうになっていますね。せっかくこんなにたくさんお寺があって、しかもお宮を入れたらたくさんあるわけですから。ところが、夕方になるとそこは閉まっちゃうし、門の扉のところ子どもが乗っかって陣取ってやると、事故があると大変だと言って子どもを入れてくれないとかというのがあるんですけれども、市長さんから

仏教会の方に話をして、境内を子どもたちのためになるべく使わせるように、私もお寺なんだけど、そういうことを私が言っているかわからないんだけど、お願いができたらと思うのが、それが一つ。

もう一つは、今、全国的にはひとり親家庭というのが20%あると言われていますが、うちの保育園は30%を超えています。そうすると、子育ての能力がない父親と子育てをする意思はあるけれども、仕事が忙しくてできない父親を含めると、大体50%以上の家庭が子育てに悩んでいる。これは幼稚園、保育園、どっちも行っていない子関係なしに、小学校の低学年もそうです。その人たちは、気がついてみると、子どもを落としちゃっているということになるわけで、ですから、そういう人たちがほっとできる場所というのを、今、ファミリーポートセンターとか、そういうのを市でやってくれていますけれども、通うのに遠い。だから歩いていくか、自転車でひょっと行けるような近いところに、少数団のそういうところをちょこっと、一般家庭を開放してもらっても何でもいいですから、そういうようなやり方をさせていただいて、子どもたちにそのしわ寄せが行かないように、子どもが幸せに過ごせれば、したがって子どもたちの幸せな黄色い声も出てくるはずだと思いますがね。その辺についても、子どもたちがより幸せになるように、ちょっとお考えいただければと思います。

市長 特に子育てのお母様、お父様たちのご意見の中に、非常に要望が多いのは公園なんです。公園の話をやりますと、そのお母さんたち、お父さんたちの公園のイメージも、皆さん、それぞれ違うんですけれども、そういうお話が出てくると、まず出てくるのが学校の校庭を使わせてくれという問題と、やはり近くのお寺さんや神社の境内でどうして遊べないんだというご意見なんです。やはりお寺さんや神社さんの、それはもちろん全部がそうじゃなくて一部なんですけれども、やはり境内に入れることに対して、積極的に境内に来ていただきたいというような方もいらっしゃるようですけれども、いずれにしてもやはり子どもも子どもころ、境内やそういうところで遊んでおりました。また、そういった背景もあったと思うんですけれども、鎌倉には、いわゆる公園が少ないという状況がございますので、先生から言われたように、もう一度仏教会の先生方やそういう皆さんとご相談させていただきながら、子どもたちが遊べるような環境づくりをしたいなと思います。

もう一つの問題は、ひとり親家庭の問題の認識といいましょうか、私自身もそうなんですけれども、そういった対応が、認識が少しおくれたような感じを子どもとしてもやはり持っておりますので、そういったお子さんも含め、また親御さんも含めて、配慮した施策をしなくちゃいけないと改めて認識をさせていただきます。

富田委員 すみません、もう一つだけ。市長さんは市民との対話をやっていらっしゃるよ。町内会とか、老人会とか、そういう人たちを啓発していただいて、子どもと一緒に遊ぶような環境づくりを市長さんから、あんなに子どもたちのために働けよと言ってほしい。まさしく次世代の育成なんで、お願いします。

市長 そうですね。それはやはりご高齢の方も逆にそういった場を求めていらっしゃる、何か接点となるような場づくりを、もちろん行政だけではできないですけども、仕組みづくりを早急にやりたいというふうに思っております。

もう一つ、やはり一番大事なのは、これから団塊の世代の方たちが一斉に地域に戻ってこれらるということを踏まえて、そういった方たちもいかにして子どもたちへつなげる、生きがいの場づくりじゃないですけども、そういったことも考えていかなければいけないと思っております。

松原委員長 その支援は、次のこの審議会のテーマになります。またご報告を上げさせていただきますと思います。

ほかにいかがですか。

加藤（邦）委員 私は母子保健にかかわっているんですけども、3歳までのお子さんとその親ということで、母親だけではなくて、父親にもかかわっている者なんですけれども、この子たちが将来、成人したときに、親御さんたちが育ててよかったと思えるような社会になってほしいなと常々思っています。親が満足感を得られるということと、それから、子どもさんの社会性の発達というのが今おこなわれているように思うんですね。それは、今、子育て支援者として活動していらっしゃる方は40歳代の方がかなり多いと思うんですけども、その方々が子育てをした時代と、今の若いお母さんたちを取り巻いている環境で申しますと、やはり物があふれていたり、先ほど公園の話で、遊び場がなかったり、自然がなかったり、それから今、テレビやビデオ、映像文化も氾濫しておりますので、子どもたちが人とつながる機会というのは随分減っているように思うんですね。それを家庭に任せておくだけでは、今の世の中、なかなか子どもにじかに次世代育成という形では力が及ばない部分がありますので、できるだけスタッフ、豊かな方がいらっしゃる、その間をつなぐ役割を担っていただきたいとすごく思っております。

市長 人間の営みで、親と子どもの時代が違うというのは、これはずっといつもそうだと思うんですね。それは環境というものでしょうか、そういったものをつないでいくものと、やはり変わってきたものを見定めというんでしょうか、そういうことは大事だと思うんですね。やはり何といても地域の力と申しましょうか、そうしたものはやはり今は、私の考えからいうと、私どもの子どもころと比べるとかなり少なくなっているなと痛切に感じております。

加藤（邦）委員 つけ加えさせていただくと、育児支援にかかわる方は、やはり今の若いお母さんに対して批判的な眼差しを持っていらっしゃる部分がありまして、その部分ではもう少し市民への啓発活動というか、今の子育ての難しさですとか、子どもさんもやはり個性が豊かというのが、先ほど障害の話が出たんですけども、障害の部分でも、障害が疑われるグレーゾーンの部分のお子さんが、今かなり増えていると実感しておりますので、保健師さんなども、スタッフの方はたくさんいらっしゃると思いますので、その養育の難しさに対するアプローチですとか、母親に対する助言みたいなものを、今の時代背景

に合ったアドバイスにつなげていていただきたいと思います、そのためにはやはりバックアップが必要かなと感じております。よろしくお願いします。

松原委員長 時間の関係で、あと、一、二点、出していただければと思いますが、いかがですか。

加藤（芳）委員 今、育児支援のお話が出ましたけれども、児童相談所でございます。きょう、虐待の話がありまして、ほっとしたところですから尾を引いているわけですが、本物の虐待という行為が恐らく増加しているんだろうと思うことと、それから、現象的に把握しているのは虐待相談件数が増えているという、この二面があるわけです。この二つのトーンで、場合によってはちょっと混同されて使われる場合もあるわけですが、基本的には後者の虐待に関する相談がふえているというところに着目しますと、やはり地域のあり方と密接な関係があるのではないかと考えています。よく孤立化した親が、相談相手がなくということがよく言われるわけですし、鎌倉市にあってもそういった傾向はあろうかと思っています。

一方で、転居を繰り返す方とか、生活上の援助をただ必要とする方とか、そういった傾向のある方もいるわけですが、そういった人たちを排除しない地域社会づくり、これが非常に大事ないかと思っています。

児童相談所は法改正もされましたし、ちょっと矛盾したことを申し上げるようですが、一方で、児童福祉法25条という国民の義務としての虐待通告を促していながら、例えばお隣で、夜中、毎日赤ちゃんの泣き声がすると、物音がすると、怒鳴り声が聞こえるようだ。こういうような通告が実に多いんですね。そう思ったときに、これを虐待通告だ、夜中でもいいから児童相談所とにかく電話しよう、今度4月から始まるんだったら、市に夜中でもたたき起こして連絡しようというふうに思うのは正しい姿なんだということですね。その前に、市民にアセスメントを求めるのは、これはお門違いな話ですが、まず近所づき合い、地域社会が成立していれば、一度でもあいさつしたことがある人が、夜中、赤ちゃんがそこで泣いているとすれば、困っているんだろうなと思うのが普通なのではなかろうかと思うわけです。よほど切羽詰まった場合は通告というのがあったとしても、まずどうしたんですかと、大変そうですねと言って声をかけ合える地域づくりですね、こういったものがあって必要なんじゃないかというふうに痛感しているわけです。

松原委員長 ちょっと実は報告書の修正が時間かかっていて、市長に申し訳ないのですが、もう少し時間をいただければと思います。全員発言していただきましょう。

新保委員 私の方からは、三位一体の改革、すごく大きな話になりますけれども、三位一体の改革があって、そして、国と地方のお金のあり方が少し変わってきていると思うんです。同じ福祉の領域においても、高齢者や障害者の分野のお金の流れ方と児童に関するお金の流れ方が大分違って、こと、児童に関することに関しては、市の財源を使って意識的に児童関係のお金に費やすということを決定しない限り、お金が流れにくいような仕組みになってきていると思います。4月以降、そのような傾向が強くなってくると思い

ますので、できますならば、多分、ここにおられるところの課から出てくる予算ということについて、少し課の方々の意見をじっくり聞いていただいて、なぜここだけお金がいっぱい必要なのかということをしつづつご判断いただければと強く思います。これを意識的にしないと児童関係の予算は、特に保育のことも、幼稚園のことも、それから場合によれば、来年以降、義務教育に関することも含めて厳しい状態が発生するかもしれませんので、それは市長の英断で詰めていただければというふうに思います。お願いいたします。

市長 予算の配分につきましては、私の英断どころか、各部長の裁量によるところも大変多うございますし、少なくとも子育ての部分や教育の部分については、かわりに補助金を上げるとか、やはりそれを市で基本的には穴埋めといいたいでしょうか、表現の仕方がおかしいかもしれませんが、していくつもりでありますし、そのようなことがあれば、逐一、部長から私の方に報告があると思いますので、そのように対処させていただきたいと思っております。

四方委員 では、報告書ができてきたようなので、簡単に。

私、二つ、少しお願いでございます。一つは、子育て支援とか、とにかく子どもを育てるといのはものすごい手数料がかかることでございますね。これは言うまでもないんですが。児童相談所も本当に大変だったと思いますが、ともかくこの相談員にしても、この分野の人たちは本当に手数料がいるということをおわかりになっていらっしゃると思っておりますが、今後のこともあって、できるだけその辺を一層ご理解いただければありがたいと思っております。これは予算とも関係があると思っております。

二つ目は、先ほど加藤委員がおっしゃいましたことと関係ありますが、私、情緒障害児治療施設にずっといた者でございますが、そこではほとんどが虐待のお子さんだったんですね。今もそうでございますが。虐待の親たちは、地域から孤立ということをよく言われます。確かにそのとおりなんですけれども、しかし、お子さんを預かって、お母さんと一緒に、そのお子さんを私たちが頑張って一緒に育てるからねという姿勢を示しますと、運動会等には本当に近所の方も誘ってお見えになるんですね。困っている方たちというのは、みんな力足らずで、本当に支援を求めている人たちだろうと思っております。ですから、そこら辺を温かくといいますか、隣近所も含めてそう言ったことが必要です。隣の人は何をやる人ぞと、私たちが随分長い間、どうやら心の中で培ってしまったかもしれないと思っております。何かその辺いい啓発ができて、お互いに助け合えるようなものができてほしいと思っております。今困っていたら一緒にやるよというような姿勢が、私は一番いいんじゃないかと思っております。

市長 前段のお話につきましては、特に18年度に鎌倉市も大きな機構改革を予定いたしております。私、10月までが任期でございますが、一応準備をさせていただこうと思っておりますけれども、そうした中で、今回の窓口等につきましても、体制等を含めまして、その機構改革の折に、ただいまの皆さんのご意見を参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。

私の方も1点だけ。鎌倉市にかかわらせていただけてすごいと思うのは、こどもと家庭の相談室ですとか、それから、特に育児支援家庭訪問事業を始められたと。非常に私は評価しております。ただ、これはやはり使い勝手がよくないといけないということ、それから、いろいろな課題が出てくるでしょうから、速やかに改善をしていくということが必要だと思います。そのことで、市長がおつくりなされたこども局、この存在は大きいと思いますので、私、これも積極的に評価しておりますので、ぜひこども局の機能強化も含めて、今後、子ども、それから子育て家庭の支援に取り組んでいただきたいと思っております。

市長 言葉足らずでございましたけれども、18年度の機構の折には、こども局の体制も含めて見直しを当然させていただくと。

松原委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の方にご努力をいただきまして、案がとれました「児童虐待対策について」ができ上がりましたので、市長の方に提出をさせていただきます。

それでは、児童虐待対策について、児童家庭相談援助体制の確立に向けて、中間報告を出させていただきます。よろしく願いいたします。

市長 どうもありがとうございます。お預かりさせていただきます。ありがとうございます。ご苦労さまでございました。

松原委員長 それでは、市長にはご退席をいただいて、時間等の関係で順番を逆にしました、5月、次年度の開催の日程だけ、調整させていただきます。

(市長退出)

松原委員長 次は、先ほど申し上げましたように、ひとり親家庭支援ということで、また数回、議論をする時間をとりたいと思います。そのひとり親支援の1回目ということで、今回が平日でしたので、土曜日ということになります。年度明けということで、事務局からは、一応5月7日、14日、21日、28日ということで、土曜日を割いていただいて。ちょっと手帳をおあけください。

(日程調整)

松原委員長 では、余裕を見て21日におきましよう。では、5月21日、午前10時からということにさせていただきます。

では、お手元には案がとれたものがあるかと。

事務局の方からは何かその他、ありますか。

こども福祉課長 特にございません。

松原委員長 ありがとうございます。

それでは、若干時間をオーバーしましたが、第9回の児童福祉審議会をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございます。